



三方原・可美・新津地区は 警察署の管轄区域が変更となります



天竜区にお住いのみなさま

天竜警察署の管轄区域に変更はありませんが、浜松市内の行政区画再編に伴って、警察署の管轄区域が変更となっていますので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

変更日 令和6年4月1日から

対象地区 三方原地区（7町）
可美・新津地区（12町）

円滑な警察活動の推進と安全・安心な治安体制の維持のため、警察署の管轄区域を見直しました。

令和6年3月31日まで

細江警察署

三方原北交番

担当地区
三方原地区
(初生町、根洗町、三方原町、東三方町、豊岡町、大原町、三幸町)

令和6年4月1日から

浜松中央警察署

三方原北交番

担当地区
変更なし

浜松東警察署

可美公園前交番
卸本町駐在所

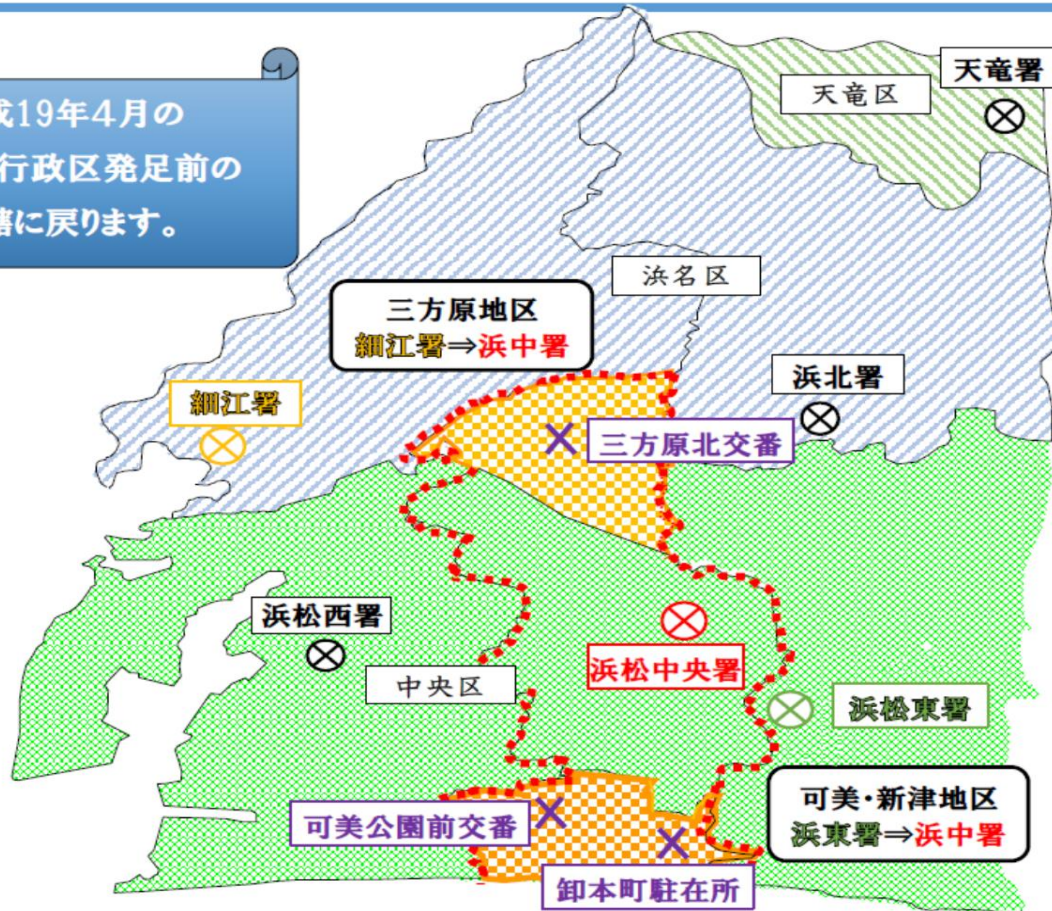
担当地区
可美地区、新津地区
(増楽町、高塚町、東若林町、若林町、新橋町、小沢渡町、倉松町、堤町、米津町、田尻町、法枝町、卸本町)

浜松中央警察署

可美公園前交番
卸本町駐在所

担当地区
変更なし

平成19年4月の
浜松市行政区発足前の
管轄に戻ります。



天 竜 警 察 署